

刑事特別研修実施要綱の制定について（例規）

（最終改正：平成27年3月4日 務第16号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

将来の刑事警察を担う優れた捜査幹部の育成と事件に強い警察を確立するため、警部補（38歳未満）又は巡査部長（35歳未満）の階級にある警察官の中から選考して「刑事特別研修生」に指定し、より高度な捜査技術を習得させる制度です。